

総 第 2 6 1 号
平成 28 年 3 月 17 日

工事発注所属長 各位

総 務 課 長
(担当：総務課管財係 齋藤)

見附市建設工事請負業者等指名停止措置要領の運用について

見附市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）別表第1第5号から8号までの事故に基づく措置基準及び第3条関係（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）については下記のと通りの運用とする。

記

- 1 事故に基づく措置基準（別表第1第5号から8号まで）
公衆損害事故又は工事関係者事故が次のイ又はロに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わないこと。
イ 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
ロ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）
- 2 市発注工事における安全管理措置の不適切な判断（第5号及び第7号）
市発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、イの場合とすること。ただし、ロによることが適当である場合には、これによりすることができるものであること。
イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- 3 一般工事における事故における安全管理措置の不適切な判断（第6号及び第8号）
一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とすること。
- 4 要領第3条関係（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）
(1) 第1項関係
イ 指名停止は発注者から直接請け負った参加資格者である元請負人に対する措置であるが、例えば工事事故等の原因となった工事等が下請負人の責任によって生じたような場合には、この参加資格者である下請負人に対しても、元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止することとする。この場合、元請負人は発注者との関係において現場管理責任を免れないものであるから、元請負人に対しても併せて指名停止の措置をする。また、この下請負人のみが法令違反等で当該指名停止要件に該当することとなった場合であっても同様とする。

ロ 下請負人が参加資格者であるか否かは、元請としての責任を問う上での判断基準とならないため、下請負人が参加資格者でない場合であっても、この下請負人が指名停止措置要件に該当する行為を行った場合には、指名停止措置要件に該当する行為を行っていない元請負人のみが、指名停止の対象となることもあり得る。

(2) 第2項関係

「明らかに該当指名停止について責めを負わないと認められる者」とは、分担施工型の共同企業体（いわゆる乙型共同企業体）で責任工区のはっきりしている場合、その他有責構成員が明らかに特定できる場合をいう。この場合、責任のない他の構成員は指名停止等の措置の対象としない。

(3) 第3項関係

この項の規定は、指名停止期間中の参加資格者を共同企業体として、指名しないための措置であり、既に対象である工事等について開札済みであって新たな指名が予想されない特定企業体については、対象としないものとする。また、当該共同企業体自体が別表各号の措置要件に該当したため行うものではないので、要領第4条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

5. 市発注工事事故による指名停止期間基準表（別表第1 第5号、第7号）

程 度	被害状況	期間等	
		公衆損害事故 (1か月～6か月)	工事関係者事故 (2週間～4か月)
		別表第1第5号	別表第1第7号
著しく安全管理義務を怠った (判断材料) 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合。	死亡2名以上	5か月又は6か月	3か月
	死亡1名	4か月	2か月
	重傷	3か月	1か月
	中傷	2か月	2週間
	軽傷	1か月	2週間
	物損重大	3か月	—
	物損中程度	2か月	—
	物損軽微	文書注意	—
安全管理の措置が不適切である (判断材料) 労働安全衛生法等の法令違反の事実によって当該工事事故が発生したと判断した場合に交付する「是正勧告書」	死亡2名以上	4か月	2か月
	死亡1名	3か月	1か月
	重傷	2か月	2週間
	中傷	1か月	2週間
	軽傷	1か月	2週間
	物損重大	2か月	—
	物損中程度	1か月	—
	物損軽微	文書注意	—
安全管理の措置がやや不適切である (判断材料) 労働安全衛生法等の法令違反とまではいえないが改善を図る必要があると判断した場合に交付する「指導票」	死亡2名以上	文書注意	文書注意
	死亡1名	文書注意	文書注意
	重傷	文書注意	口頭注意
	中傷	口頭注意	口頭注意
	軽傷	口頭注意	口頭注意
	物損重大	文書注意	—
	物損中程度	口頭注意	—
	物損軽微	口頭注意	—

※上記の基準に案件ごとに実状を勘案する

被害状況の判断要素

人身	重傷：	2 か月以上の傷害（明らかに全治しない傷害の程度を考慮する。）
	中傷：	1 5 日以上～2 か月未満の傷害、又は休業4 日以上
	軽傷：	1 4 日以下の傷害、又は休業4 日未満
物損	重大：	公共機関や民家等へ多大な損失又は影響を与えた
	中程度：	公共機関や民家等へ損失又は影響を与えた
	軽微：	公共機関や民家等へ軽微な損失又は影響を与えた

6. 一般工事事事故による指名停止期間基準表（別表第1 第6号、第8号）

程 度	期間等	
	公衆損害事故 （1 か月～3 か月）	工事関係者事故 （2 週間～2 か月）
	別表第1 第6号	別表第1 第8号
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、多数の死傷者を生じさせた	2 か月又は3 ヶ月	1 か月又は2 か月
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、死傷者を生じさせた	1 か月又は2 か月	2 週間又は1 か月
安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であり、損害を生じさせた	1 か月	—

※ 一般事故の措置要件である「事故が重大であるか」どうかについては、例えば受注者の安全管理上の過失の程度が重大であるとか、多数の死傷者を生じさせた等の場合を想定しているが、具体的には個別事案の情状に即して判断する。